

都市計画の提案制度

～みなさんの提案で住みよいまちづくりを！～

都市計画の提案制度が平成 15 年 1 月 1 日に施行されました。
この制度は、地域のまちづくりを進めるにあたり、必要とする都市計画について、土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、秋田市に提案できるものです。
地域の特色を生かした住みよいまちづくりを進めるためにご活用ください。

【都市計画の提案から決定または変更までの流れ】

■事前相談（任意）・調整

制度・提案内容について、ご相談をお受けします。

また、提案に必要な条件を満たすため、既存の都市計画との調整を図りつつ、地域の意見集約に努めていただきます。



■都市計画の提案

提案に必要な書類を秋田市に提出していただきます。



■提案に対する判断

提案に基づく都市計画の決定または変更が必要かどうか、秋田市におけるまちづくりの方向性などを考慮して判断いたします。

必要と判断



必要がないと判断



■決定・変更手続き

秋田市が提案内容を踏まえて都市計画の案を作成し、秋田市都市計画審議会の議を経た上で、決定または変更します。

■提案者への通知

秋田市が提案について、秋田市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定または変更しない旨とその理由を提案者に通知します。

誰でも提案できるの？

次のいずれかに該当する方です。

- ① 土地の所有者、借地権者
- ② まちづくり NPO 法人
- ③ 営利を目的としない公益法人
- ④ 独立行政法人都市再生機構
- ⑤ 地方住宅供給公社
- ⑥ 一定の開発事業の実績を有する等の条件を満たす団体

どんな都市計画の提案ができるの？

秋田市が決定する都市計画の内容（用途地域等）であれば、全ての計画内容について市に提案することが可能です。ただし、区域区分（線引き）等秋田県が決定するものは、県に提案することになります。

提案に必要な条件は？

主に次の条件を満たしていることが必要です。

- ① 5,000 m²以上のまとまった区域であること
- ② 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること
- ③ 土地の所有者等の 3 分の 2 以上の同意があること

提案に必要な書類は？

次の書類が必要です。

- ① 提案者の住所、氏名などを記載した提案書
- ② 都市計画の素案
（提案する都市計画の内容がわかる説明書と図面）
- ③ 土地の所有者等の同意書
- ④ その他必要な資料
（周辺環境等への検討に関する資料、周辺住民等への説明の経緯に関する資料など）

【活用事例】

提案者	地区名	都市計画の種類	提案日	都市計画決定
地権者代表	御所野地区	地区計画の決定	平成 17 年 3 月 31 日	平成 17 年 11 月 10 日
地権者代表	土崎港中央四丁目	用途地域の変更 地区計画の決定	平成 17 年 5 月 2 日	平成 17 年 11 月 10 日
地権者代表	南ヶ丘地区	地区計画の決定	平成 19 年 7 月 10 日	平成 19 年 11 月 29 日
地権者代表	榎山石塚谷地地区	地区計画の変更	平成 21 年 12 月 7 日	平成 22 年 4 月 15 日
地権者代表	広面谷内佐渡地区	地区計画の変更	令和 2 年 6 月 25 日	令和 3 年 2 月 25 日